平成２９年（フ）第１１５号
徳島県徳島市名東町３丁目449番地の２　市営名東３丁目住宅15棟302号
債務者　山下　　悠
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２５号
佐賀市東与賀町大字下古賀80番地４　コーポ徳富Ｃ－２
債務者　水町　絵理（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３４号
佐賀県多久市東多久町大字別府5222番地２　けいこう園
債務者　権藤　遊亀
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５３号
宮城県大崎市古川北町５丁目６番35―２号　ラ・フォルティ205号、従前の住所宮城県大崎市古川荒谷字新蓑浦195番地２
債務者　伊藤　安子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第７４号
宮城県大崎市鳴子温泉字鷲ノ巣３番地30　牛坂アパート202号
債務者　遠山　勇治
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第８２号
宮城県大崎市古川小野字宿37番地
債務者　佐々木　栄
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第２７号
石川県羽咋郡志賀町西山台２丁目５番地５
債務者　鞍野　利也
1　決定年月日時　平成29年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第１５０号
兵庫県伊丹市森本５丁目142番地の４
債務者　阪上　修三
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１８０号
兵庫県宝塚市武庫川町５番45―316号
債務者　吉村　　進
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３９５号
兵庫県西宮市甲子園浦風町10番22―202号
債務者　長尾真由美
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３４号
福岡県久留米市三潴町早津崎3129番地　メゾン・サンセリテ203号、前住所福岡県久留米市三潴町西牟田4801番地４
債務者　今村　芳子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１７５号
大分市金池南２丁目17番４号
債務者　梅田　靖子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１８６号
大分市明野西１丁目26番15―201号（パレストステージ明野）
債務者　梅木ひろみ
1　決定年月日時　平成29年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５０９号
神戸市長田区四番町３丁目21番地　市住40―307号
債務者　酒井　裕一
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５７０号
神戸市長田区御船通５丁目２番地の３　メゾン・ル・ウエスト303号
債務者　藪本美香こと　藪本　美香
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４１号
佐賀市西与賀町大字厘外959番地５
債務者　荒尾　眞人
1　決定年月日時　平成29年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４４号
佐賀市新生町２―１（住民票上の住所佐賀県唐津市二タ子１丁目７番10号　馬渡アパート101号）
債務者　伊藤　貴智
1　決定年月日時　平成29年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係